

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)



# 福島県報

## 目次

### 規 則

○県議会の議員その他の非常勤の職員  
の公務災害補償等に関する条例  
施行規則の一部を改正する規則

四六五

### 告 示

○公印を改刻しその使用を開始する  
件

四四五

○大規模小売店舗の変更の届出につ

四六八

○随意契約の相手方を決定した件

四六八

○一般競争入札を行う件

四六八

○患畜又は疑似患畜の発見について

四六六

○土地改良区の解散を認可した件

四六六

○保安林の指定を解除する予定であ

四六六

○道路の区域を変更する件二件

四六七

○福島県収入証紙の売りさばき人と

四六八

## 規 則

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年八月二十日

### 福島県規則第五十号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

十三年福島県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三号エ中「せん孔、タイプ、電話交換、電信等の」を「電子計算機への入力を反復して行う」に、「手指のけいれん、手指、前腕等のけん、けんしよう若しくはけん周囲の炎症又は頸肩腕症候群」を「後頭部、けい部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害」に改め、同表第四号ク中「キ」を「ク」に改め、同号中クをケとし、キ

福島県知事 佐藤 雄平

をクとし、カの次に次のように加える。

### 厚

別表第一第六号ア中「の業務」の下に、「介護の業務」を加え、同表第七号ケ中「肝血管肉しゆ」の下に「又は肝細胞がん」を加え、同号コ中「又は甲状腺がん」を、「甲状腺せんがん、多発性骨髄しゆ又は非ホジキンリンパしゆ」に改め、同表第八号を同表第十号とし、同表第七号の次に次の二号を加える。

八 相当の期間にわたつて継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋こうそく、心停止(心臓性突然死を含む。)、心室細動等の重症の不整脈、肺そく栓症、大動脈りゆう破裂(解離性大動脈りゆうを含む。)、くも膜下出血、脳出血、脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこ

うそく又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

九 人の生命にかかわる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並びにこれに付随する疾病

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(職員業務課福利厚生室)

## 告 示

### 福島県告示第五百三十八号

公印を次のように改刻し、平成二十二年八月二十日その使用を開始する。

平成二十二年八月二十日

### 職印

福島県知事 佐藤 雄平

番号	公印の名称	印影	公印管理者
23	福島県現金出納員印		福島県北建設事務所の福島県現金出納員

24の2	24の2	23
福島県現金取扱員印	福島県現金取扱員印	福島県現金出納員印
		
福島県棚倉土木事務所 の福島県現金取扱員	福島県二本松土木事務所 の福島県現金取扱員	福島県南建設事務所 の福島県現金出納員

(文書法務課)

福島県告示第五百三十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年八月二十日から同年九月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年八月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
いちい信夫ヶ丘・平成やおや福島東店 福島県福島市矢倉下五番ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百四十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。

平成二十二年八月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見群数	発見の場所 又は区域	発見年月日	摘要
腐蛆病	みつば	患畜	二群	郡山市	平成二十二年 八月九日	自衛殺

(畜産課)

福島県告示第五百四十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。

平成二十二年八月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所 又は区域	発見年月日	摘要
ヨーネ病	牛	患畜	三頭	西白河郡	平成二十二年 八月二日	殺処分

(畜産課)

福島県告示第五百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、田んぼ土地改良区から申請のあった土地改良区の解散について、平成二十二年八月十三日認可した。

平成二十二年八月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

福島県告示第五百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二十四号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年八月二十日

平成二十二年八月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

1 解除予定保安林の所在場所

西白河郡西郷村大字真船字馬立一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

国立公園事業用地とするため

二 1 解除予定保安林の所在場所

西白河郡西郷村大字真船字馬立一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

国立公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び西郷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

（治山対策課）

福島県告示第五百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十二年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。平成二十二年八月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
県道南福島停車場線	福島市永井川字壇ノ腰 一三番二地先から 同 市大森字下町一一 番地先まで	変更前	A 六・八 一・九	二、三八五・〇
	福島市黒岩字素利町一 三番二地先から 同 市大森字下町二四 番地先まで	変更後	B 一九・〇 五三・〇	二、〇一三・八

番地先まで

福島市永井川字壇ノ腰  
二二番一地先から  
同 市黒岩字素利町一  
三番二地先まで

C 一〇・六  
二〇・四

六二一・三

（道路計画課）

福島県告示第五百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十二年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。平成二十二年八月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
県道広野小高線	双葉郡広野町大字折木 字大平八六番二地先か ら 同 郡同 町大字下北 迫字大谷地原一八番一 地先まで	変更前	A 三・〇 二五・〇	四、八一〇・四
	双葉郡広野町大字折木 字大平八六番二地先か ら 同 郡同 町大字下北 迫字大谷地原一八番一 地先まで	変更後	B 一二・五 四一・五	三、六八九・五

（道路計画課）

## 福島県告示第五百四十六号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六條第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十二年八月十一日次のとおり指定した。  
平成二十二年八月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所

有限会社田村 伊達郡桑折町字上 平成二十二年八月二〇日から 住所地に同じ

屋 町四九番地 成二七年三月三十一日まで

(田村線務課)

## 公 告

## 公告第311号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県財務会計システム処理用センタ機器の更新に伴うシステム再構築業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。  
平成22年 8 月20日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 福島県知事 佐藤 雄 平
- 2 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 福島県財務会計システム処理用センタ機器の更新に伴うシステム再構築業務 一式
- 3 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 福島県出納局出納総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 4 随意契約の相手方を決定した日 平成22年 7 月9日
- 5 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東北 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目3番10号
- 6 随意契約に係る契約金額 33,600,000円
- 7 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 8 随意契約とすることとした理由 特例政令第10条第1項第2号該当

(出納総務課)

## 公告第312号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。  
平成22年 8 月20日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品等の件名及び数量
    - ア 婦人検診車 1台
    - イ 胃部用検診車 1台
  - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
  - (3) 納入期限 平成23年3月25日（金）
  - (4) 納入場所 福島県保健福祉部健康衛生総室健康増進課（福島県福島市杉妻町2番16号）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

  - (1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
  - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
  - (3) この公告に示した仕様と合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
  - (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
 

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年9月9日（木）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局入札用度課  
電話024-521-7563
- 4 入札書の提出場所等
  - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
  - (2) 入札説明会の日時及び場所 平成22年8月26日（木）午後2時 福島県出納局入札用度課

- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 1の(1)のアに掲げる物品等 平成22年 9 月30日 (木) 午前11時20分 福島県出納局入札用度課
- イ 1の(1)のイに掲げる物品等 平成22年 9 月30日 (木) 午前11時40分 福島県出納局入札用度課

(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月29日 (水) 午後 5 時15分までに必着のこと。)

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (4) 契約書作成の要否 要

- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

① Cervical Cancer Screening Car 1

② Digital X-ray Stomach Examination Car 1

- (2) Time - limit of tender (by hand) :

① 11 : 20 a.m.,30 September 2010

② 11 : 40 a.m.,30 September 2010

- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 15 p.m.,29 September 2010

- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government 2-16 Sugitsumacho, Fukushima - shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)